

2017年5月

## 電子決済等代行業者に関する改正法案について

弁護士 宮本 甲一 / 弁護士 田浦 一

平成29年3月3日、電子決済等代行業者に関する規制等を含む銀行法等の一部を改正する法律案(以下「本改正案」という。)が国会に提出された。本改正案では、平成28年12月17日付で金融審議会金融制度ワーキング・グループが公表した「金融審議会 金融制度ワーキング・グループ 報告 –オープン・イノベーションに向けた制度整備について–」(以下「金融制度WG報告」という。)を受け、電子決済等代行業に関し、登録制を導入する等の法制度の整備を行うことを主な内容とするものである。

本ニュースレターでは、本改正案のうち電子決済等代行業に関する法制度の整備について概説する。

### 1. 法律案提出の経緯

FinTechの動きの世界的規模での進展を受け、我が国の金融機関においてもFinTechの動きに対する機動的な対応を行うことが重要な課題となっている。金融制度WG報告では、利用者保護を確保しつつ、決済関連分野において、金融機関と顧客との間に立ち、顧客からの委託を受けて、ITを活用した決済指図の伝達や金融機関における口座情報の取得・顧客への提供を業として行う者(電子決済等代行業者)と金融機関とのオープン・イノベーションを進めていくための制度的枠組みに関する考え方が示された<sup>1</sup>。

本改正案のうち、電子決済等代行業者に係る制度整備に関する部分は、金融制度WG報告書の内容を踏まえ、電子決済等代行業者につき登録制を導入し、ルール整備を行うことを目的とするものである<sup>2</sup>。

### 2. 本改正案の骨子

本改正案の電子決済等代行業に係る部分に関する骨子は以下のとおりである。

- ① 電子決済等代行業の定義
- ② 電子決済等代行業者に係る登録制の導入

<sup>1</sup> 金融制度WG報告については、当事務所のニュースレター([http://www.amt-law.com/pdf/bulletins2\\_pdf/170131.pdf](http://www.amt-law.com/pdf/bulletins2_pdf/170131.pdf))を参照されたい。

<sup>2</sup> <http://www.fsa.go.jp/common/diet/193/index.html>

- ③ 電子決済等代行業者の業務に関する規制
- ④ 電子決済等代行業者の業務に対する監督
- ⑤ 認定電子決済等代行事業者協会に関する規定
- ⑥ 罰則

### 3. 本改正案の内容

#### (1) 電子決済等代行業の定義

改正銀行法(案)2条17号(以下、断りのない限り、本ニュースレターにおいて条文番号を表示する場合には、改正銀行法(案)の条文番号をいう。)において、「電子決済等代行業」は次に掲げる行為のいずれかを行う営業と定義されている<sup>3</sup>。

##### ① 決済指図伝達事業者(PISP)の事業

銀行に預金の口座を開設している預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該銀行に対する指図(当該指図の内容のみを含む。)の伝達(当該指図の内容のみの伝達にあたっては、内閣府令で定める方法によるものに限る。)を受け、これを当該銀行に対して伝達すること

##### ② 口座情報利用事業者(AISP)の事業

銀行に預金又は定期積立金等の口座を開設している預金者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)

例えば、上記①については、預金者の送金指図を銀行に伝達するアプリ等を提供する業者が想定され、上記②については、口座情報の照会結果や口座情報を加工・分析した情報(家計簿やポートフォリオ情報等)を提供するアプリ等を提供する業者が想定される。

また、電子決済等代行業者は、預金者又は定期積金の積金者の委託を受けて決済指図伝達又は口座情報利用サービスを提供する業者を想定している。実務的には、これらの業態に限らず、貸付業務又は証券業務等に関してAPI接続を通じてサービスを提供する事業者も考えられるが、本改正法案の対象とはなっていない。

なお、金融制度 WG 報告書では、銀行代理業該当性について明確化が図られるべきとされているが、電子決済等代行業者は顧客の委託を受けてサービスを提供する業者であることは明示されているものの、「顧客のため」に業を行うと同時に、「銀行のため」にも業を行う場合や銀行から金銭等を受領する場合等の銀行代理業該当性についてどのように考えるかについては、本法改正案において必ずしも明らかにされていない。この点については、監督指針(ガイドライン)等により明確化が図られることが期待される。

<sup>3</sup> ただし、①に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う①に掲げる行為その他の利用者保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く、とされている。金融制度 WG 報告書では、「例えば、家賃や公共料金等の口座振替を代行する業者など、口座振替契約に基づき定期的に特定の口座のみに振替を行っている業者については、情報セキュリティ上のリスクが相対的に少ないと見込まれること等から、適切な要件を定めた上で、登録制の対象としない方向で整理することが検討されるべき」とされており、上記業者の行為が内閣府令で除外されることが想定される。

## (2) 電子決済等代行業者に係る登録制の導入

電子決済等代行業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない(52条の61の2)。当該登録を受けて電子決済等代行業を営む者を、電子決済等代行業者という(2条18号)。

登録申請においては、登録申請書を提出し、①登録拒否事由に該当しないことを誓約する書面、②定款及び登記事項証明書(法人の場合)、③電子決済等代行業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類、④その他内閣府令で定める書類を添付する必要がある(52条の61の3)。

52条の61の5には登録拒否事由が列挙されており、例えば、以下の場合には登録が拒否される。

- ① 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者
- ② 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者
- ③ 登録の取り消し等の処分等を受け、その日から5年を経過しない者
- ④ 銀行法等の規定に違反し、罰金刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑤ 外国法人であって日本における代表者を定めていない者
- ⑥ 役員のうち欠格事由に該当する者のある法人

上記のとおり、外国法人については、国内拠点を設置することまでは求められていないが、日本における代表者を定めることを要する。また、電子決済等代行業者には、内閣府令により一定の財産的基礎が要求されることになるが、求められる財産的基礎が上記(1)①と②の事業を行う電子決済等代行業者で異なるのかを含め、具体的な内容は現時点では明らかではない。

## (3) 電子決済等代行業者の業務に関する規制

電子決済等代行業者の業務に関する主な規制は、次のとおりである。

- ① 電子決済等代行業者は、電子決済代行業に該当する行為を行うときは、原則として、あらかじめ、内閣府令に定めるところにより、利用者に対し、電子決済等代行業者の商号等又は住所、権限、損害賠償、苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先等の一定の事項を明らかにしなければならない(52条の61の8第1項)。
- ② 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業に関し、内閣府令で定めるところにより、誤認防止のための情報提供、利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理、外部委託先管理措置等を講じなければならない(52条の61の8第2項)。
- ③ 電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を遂行しなければならない(52条の61の9)。
- ④ 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業に該当する行為を行う前に、銀行との間で電子決済等代行業に係る契約<sup>4</sup>を締結し、当該契約に従って当該銀行に係る電子決済等代行業を行わなければならない(52条の61の10第1項、第2項)。
- ⑤ 銀行及び電子決済等代行業者は、上記④の契約を締結したときは、遅滞なく、利用者に損害が生じた場合における賠償責任の分担に関する事項及び利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置等を公表しなければならない(同条第3項)。

<sup>4</sup> 利用者に損害が生じた場合における賠償責任の分担に関する事項及び利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置等を定めたもの

- ⑥ 銀行は、電子決済等代行業者と契約を締結するにあたって電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成・公表し、その基準を満たす電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない(52条の61の11)<sup>5</sup>。

#### (4) 電子決済等代行業者に対する監督

電子決済等代行業者の監督に関する主な規定は、次のとおりである。

- ① 帳簿書類の作成・保存(52条の61の12)
- ② 事業報告書の作成・提出(52条の61の13)
- ③ 報告徴求・立入検査(52条の61の14、52条の61の15)
- ④ 業務改善命令その他監督上の処分(52条の61の16～52条の61の18)

#### (5) 認定電子決済等代行業者協会に関する規定

電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であって、一定の要件に該当すると認められるものについて、認定電子決済等代行業者協会として、法令遵守のための会員に対する指導等の業務を行うことができる等、認定電子決済等代行業者協会に関し、認定要件、業務等に関する規定が整備された(52条の61の19～52条の61の29)。

#### (6) 罰則

電子決済等代行業に関する主な罰則は以下のとおりである<sup>6</sup>。

- ① 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はその両方(61条)
  - 無登録で電子決済等代行業を行った者
  - 不正の手段で登録を受けた者
- ② 2年以下の懲役又は300万円以下の罰金、又はその両方(62条)
  - 業務の全部又は一部の停止命令違反
- ③ 1年以下の懲役又は300万円以下の罰金、又はその両方(63条)
  - 事業報告書を提出せず、又は記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出した者
  - 報告徴求命令違反又は検査忌避等をした者
  - 登録申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者
- ④ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、又はその両方
  - 認定電子決済等代行業者協会の役員等の秘密保持義務違反(52条の61の25)

## 4. 電子決済等代行業に係るその他の法律の改正

本改正案が成立した場合、銀行法に準じて、農業共同組合法、水産業共同組合法、中小企業等共同組合法、共同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法及び株式会社商工組合中央金庫法についても電子決済等代行業に関する一部改正が行われる。

<sup>5</sup> この点に関し、現在FISC(金融情報システムセンター)が接続先チェックリストの検討を行っている。

<sup>6</sup> 法人処罰の両罰規定も設けられている(64条)。

なお、銀行法に基づき電子決済等代行業者として登録を受けた者は、上記銀行以外の金融機関と接続して電子決済等代行業を行おうとする場合、上記の各法律に基づき重ねて登録をすることを要せず、届出書の提出で足りることとされている。

## 5. 施行

本改正案が成立した場合、公布付の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される(附則1条)。

## 6. 経過措置

### (1) 電子決済等代行業者に関する経過措置

改正法施行の際現に電子決済等代行業を営んでいる者は、施行日から起算して6ヶ月間は、電子決済等代行業の登録を受けずに当該電子決済等代行業を営むことができる(附則2条1項)。

また、上記3(1)②の電子決済等代行業者については、施行日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日まで銀行との契約締結義務を猶予する(同条4項)。

### (2) 銀行に関する経過措置

銀行は、公布の日から起算して9ヶ月を経過する日までに、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針を決定し、これを公表しなければならない(附則10条)。

また、電子決済等代行業者との間で契約を締結しようとする銀行は、施行日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日までに、当該電子決済等代行業者が、その営む電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該銀行等に係る電子決済等代行業を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない(オープンAPIの体制整備に関する努力義務)(附則11条)。

## 7. おわりに

銀行等の金融機関と顧客との間に立って顧客のために決済に関連する分野のサービスを提供する電子決済等代行業者(いわゆる中間的業者)に関しては、法制化により明確な法的枠組みが整備され、十分なセキュリティ対策とともに利用者の利便性が図られることが望まれていたが、本改正案がかかる目的を達成しつつ、他方、決済分野での更なる技術の発展と業者のイノベーションを阻害しない、バランスのとれた法的枠組みを提供するものであるかは、今後公表が予定される政令、内閣府令、及び監督指針の内容、さらに本改正案が予定する認定電子決済等代行業者協会が果たす役割にも左右されることが考えられる。

以上

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 宮本 甲一([koichi.miyamoto@amt-law.com](mailto:koichi.miyamoto@amt-law.com))  
弁護士 田浦 一([hajime.taura@amt-law.com](mailto:hajime.taura@amt-law.com))
  - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[finlaw-newsletter@amt-law.com](mailto:finlaw-newsletter@amt-law.com)までご連絡下さいますようお願いいたします。
  - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins2.html>にてご覧いただけます。

---

**ANDERSON  
MŌRI &  
TOMOTSUNE**

**アンダーソン・毛利・友常 法律事務所**

〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

TEL:03-6888-1000(代表)

E-mail:[inquiry@amt-law.com](mailto:inquiry@amt-law.com)